

広島県告示第三百六十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によって、一般旅券の発給等に係る手数料徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年五月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者		委託した年月日 (委託期間)
名 称	住 所	
広島市	広島市中区国泰寺町一丁目六番三四号	平成三十一年四月一日 (平成三十二年四月一日) 令和二年三月三十一日
呉市	呉市中央四丁目一番六号	平成三十一年四月一日 (平成三十二年四月一日) 令和二年三月三十一日
竹原市	竹原市中央五丁目一番三五号	平成三十一年四月一日 (平成三十二年四月一日) 令和二年三月三十一日
三原市	三原市港町三丁目五番一号	平成三十一年四月一日 (平成三十二年四月一日) 令和二年三月三十一日
尾道市	尾道市久保一丁目一五番一号	平成三十一年四月一日 (平成三十二年四月一日) 令和二年三月三十一日
福山市	福山市東桜町三番五号	平成三十一年四月一日 (平成三十二年四月一日) 令和二年三月三十一日
府中市	府中市府川町三二五番地	平成三十一年四月一日 (平成三十二年四月一日) 令和二年三月三十一日
三次市	三次市十日市中二丁目八番一号	平成三十一年四月一日 (平成三十二年四月一日) 令和二年三月三十一日
大竹市	大竹市小方一丁目一番一号	平成三十一年四月一日 (平成三十二年四月一日) 令和二年三月三十一日
東広島市	東広島市西条栄町八番一九号	平成三十一年四月一日 (平成三十二年四月一日) 令和二年三月三十一日

江田島市	江田島市大柿町大原五〇五番地	平成三一年四月一日 (平成三一年四月一日) 令和二年三月三十一日
府中町	安芸郡府中町大通三丁目五番一号	平成三一年四月一日 (平成三一年四月一日) 令和二年三月三十一日
熊野町	安芸郡熊野町中溝一丁目一番一号	平成三一年四月一日 (平成三一年四月一日) 令和二年三月三十一日
坂町	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目一番一号	平成三一年四月一日 (平成三一年四月一日) 令和二年三月三十一日
北広島町	山県郡北広島町有田二二三四番地	平成三一年四月一日 (平成三一年四月一日) 令和二年三月三十一日
株式会社パソナ パソナ・ 広島	広島市中区本通七番一九号 広島ダイヤモンドビル	平成三一年四月一日 (平成三一年四月一日) 令和二年三月三十一日